

**「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に
係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書」の添付書類一覧**

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書には、次の表に掲げる書類を添付してください。

次の1から3までに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類	
1	<p>【営農困難時貸付農地等が都道府県知事の認可を受けた農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が存する場合におけるその農地中間管理機構の事業実施地域に存する場合】</p> <p>承認の申請に係る耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、申請者から農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項第7号に掲げる業務を行う事業を除きます。以下同じです。）のために行う貸付けの申込みを受けたことを証するその貸付けの申込みを受けた農地中間管理機構の書類</p>
2	<p>【営農困難時貸付農地等が利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限り、）を行っている市町村の区域（都市計画法に規定する市街化区域を除きます。）に存する場合】</p> <p>承認の申請に係る耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、申請者から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第2項に規定する農用地利用集積計画に定めるところにより行われる貸付けの申込みを受けたことを証するその貸付けの申込みを受けた市町村長の書類</p>
3	<p>【1及び2に掲げる場合以外の場合】</p> <p>承認の申請に係る耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等が1及び2の地域又は区域に存しない旨を証する市町村長の書類</p>